

平久保半島認定制度 実施要項

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、平久保半島共同憲章の理念に基づき、平久保半島の自然環境、景観及び文化の保全と、持続可能な地域社会の形成に自主的かつ積極的に取り組む半島内の事業者を「平久保半島認定事業者」（以下、「認定事業者」という）として平久保半島自治協議会（以下、「協議会」という）が認定するために必要な事項を定める。これにより、事業者の取り組みを奨励・支援し、地域と事業者が共生する「平久保半島ブランド」の確立に寄与することを目的とする。

（認定区分）

第2条 認定事業者の区分は、次のとおりとする。

- (1) ブロンズ
- (2) シルバー
- (3) ゴールド

（認定対象）

第3条 認定の対象は、平久保半島内（伊原間、明石、久宇良、平久保、平野）をフィールドとして事業活動を行う法人及び個人事業主とする。

第2章 認定要件及び基準

（認定要件）

第4条 認定を受けようとする事業者は、次の各号の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 平久保半島共同憲章 第8条に規定する暴力団及びその関係者でないこと。
- (2) 各種法令を遵守し、事業を行っていること。
- (3) 協議会の規約に定める会費を滞納していないこと。
- (4) 平久保半島共同憲章の趣旨に賛同していること。

（認定基準）

第5条 認定は、前条の要件を満たした上で、第2条の認定区分に応じて、次の各号の基準により行う。

(1) ブロンズ

ア 平久保半島共同憲章に賛同すること。

イ 平久保半島の持続可能な発展に対し、事業者としての理念や方針を有していること。

ウ いずれかの公民館活動に参加していること。

(2) シルバー

ア ブロンズ認定を3年間継続していること。

イ 別に定める「平久保半島認定制度 審査基準」に示す項目のうち、いずれかの項目に該当する先進的、効果的、または特徴的な取り組みを積極的に実践していること。

ウ 審査基準における除外要件に該当しないこと。

(3) ゴールド

ア シルバーの認定要件を満たし、かつ代表者が過去にいずれかの公民館役員を経験していること。

イ 取り組みの先進性及び効果が著しく高く、かつ複数の項目に効果をもたらす取り組みを実践していること。

ウ 他の事業者の模範となり、平久保半島ブランドの確立を牽引するにふさわしい取り組みであること。

第3章 手続き等

（認定手続き）

第6条

1. **ブロンズ**の認定を希望する事業者は、所定の賛同書を協議会事務局に提出する。事務局は、提出書類が認定要件を満たしているかを確認し、理事会の承認を経て認定する。
2. **シルバー**及び**ゴールド**の認定を希望する事業者は、所定の申請書を事務局に提出する。事務局は、ヒアリング等の調査を行い、その結果に基づき理事会が審査し、認定を行う。

（認定証の交付等）

第8条

1. 協議会は、認定した事業者に認定証及び認定ステッカーを交付する。
2. 認定事業者は、認定区分に応じたロゴマークを、事業所が発行する印刷物やウェブサイト等に表示することができる。
3. 協議会は、認定事業者の名称及び取り組み概要を、公式ウェブサイト等で公表する。

（認定期間及び更新）

第9条

1. 認定期間は、認定日から3年を経過する日の属する年度の末日までとする。
2. 認定事業者は、期間満了前に更新手続きを行うことにより、認定を3年間延長することができる。